



# 令和8年度徳島県警察官（再採用） 採用選考試験案内

令和8年7月1日  
徳島県警察本部

徳島県警察官（再採用）の採用選考試験を次のとおり行います。

受付期間	令和8年7月1日(水)～令和8年8月10日(月)
試験日	令和8年9月1日(火)
試験会場	徳島県警察本部（徳島市万代町2丁目5番地1）

郵送による申込みは、令和8年8月10日までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
警察官 (再採用)	2名	個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り及び公共の安全と秩序の維持等の任務につきます。

## 2 受験資格

### (1) 資格

#### 次のアからウまでの全ての要件を満たす者

- ア 昭和42年4月2日以降に生まれた者  
イ かつて都道府県警察の警察官として4年以上（休職期間を除く。）の勤務経験を有する者  
ウ 結婚、出産、育児、介護、配偶者と生活を共にするための同行等やむを得ない理由により退職した者

### (2) 上記の受験資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができません。

- ア 日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者  
イ 現在(申込時)警察官である者(ただし、育児休業等による任期付警察官の場合を除く。)  
ウ 警察官を退職した理由について、警察官としての適格性の欠如、他の職業への転職その他本人の責めに帰する理由による退職など、社会通念上相当と認められる理由がない者  
※ 受験資格として認められる退職理由とは、警察官を継続して勤務することを希望していたにもかかわらず、結婚、出産、育児又は介護などにより、やむを得ず警察官を退職せざるを得なかった場合に限りです。

## 3 試験の方法及び内容

試験内容（一部変更する場合があります。）

試験種目	内 容
論文試験	警察官としての職務遂行に必要な課題式の論文試験
身体検査	視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
	色 覚 警察官としての職務遂行に支障がないこと。
適性検査	職務遂行に必要な適性面での検査
身体精密検査	警察官として職務遂行上必要な健康度について、身体検査書の提出を求めます。
口述試験	人物についての個別面接による試験

## 4 申込手続

### (1) 申込みの方法

受験申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添付の上、郵送又は持参により徳島県警察本部警務課人事係に提出してください。

なお、提出を受けた受験申込書（添付書類を含む。）は、返却いたしません。

#### ア 職歴証明書の写し（必須）

退職時に在職していた警察本部発行の在職証明で、履歴事項を記載したもの

#### イ 退職理由を疎明できる書類

警察官を退職した理由を疎明できる書類（出生届、戸籍謄本、扶養届、介護認定等）

※ 提出されない場合は、受験資格なしとして取り扱います。

受験申込書を郵送する場合は、封筒に入れ、「申込書同封」と朱書して、簡易書留により、徳島県警察本部警務課人事係宛に送付してください。郵送については、令和8年8月10日までの消印のあるものに限り受け付けます。

8月中旬に試験の集合時間、携行品等について記載した受験要領を郵送します。

なお、8月21日（金）までに「受験要領」が到着しない場合は、電話で警察本部まで問い合わせてください。

### (2) 写真の貼付

受験申込書には、写真欄の箇所に最近6か月以内に撮影した本人の写真を貼ってください。

## 5 合格から採用まで

- (1) 警察の試験に合格した者は、徳島県人事委員会の選考を経て採用が決定されます。
- (2) 採用は、令和9年4月1日の予定です。
- (3) 採用時の階級は、退職時の階級、勤務経歴等を踏まえて決定します。

## 6 給与・赴任旅費

- (1) 初任給は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）等の規定により、職歴等を考慮して決定します。
- (2) 各種手当として、地域手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されるほか、該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等が支給されます。
- (3) 採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

## 7 問い合わせ先及び申込先

〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地1  
徳島県警察本部警務課採用係 TEL (088) 621-2953